

パブリックコメント手続（ご意見の募集）

「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画（概要版）（平成24～26年度）」について

※ パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、
市民のみなさまから寄せられた意見等を考慮して計画等の決定をしていくものです。

ご意見の募集期間

平成24年1月16日（月）～平成24年2月15日（水）

お問い合わせ：長寿介護課 高齢者係

電話 0984-35-1111（代表）

えびの市

えびの市第5期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

〔平成24年度～26年度〕

(パブリックコメント用 概要版)

えびの市

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1.	計画の性格	1
2.	計画の期間の見直しの時期	1
3.	第5期計画策定の経緯	2
4.	第4期計画（平成21年度～平成23年度）の検証	2～3
第2章	高齢者の現状	4
1.	人口の推移及び被保険者の状況	4
2.	要介護・要支援認定者数の推移	5
3.	高齢者実態調査	6
第3章	計画の基本理念と基本方針	7
1.	計画の基本理念	7
2.	計画の基本方針	7～10
3.	施策の体系図	11
第4章	積極的な社会参加の促進	12
1.	高齢者の社会参加の促進	12～13
2.	世代間交流	13
3.	就労促進	13～14
4.	老人福祉センター等活動の場の確保	14
第5章	権利擁護対策の推進	15
1.	認知症高齢者支援の推進	15
2.	高齢者虐待防止対策の推進	15
3.	成年後見制度の活用	15
第6章	介護予防・健康づくりの総合的推進	16
1.	健康づくり事業の推進	16～20
2.	高齢者福祉事業の推進	21～22
3.	高齢者の生きがいくり事業	23～25

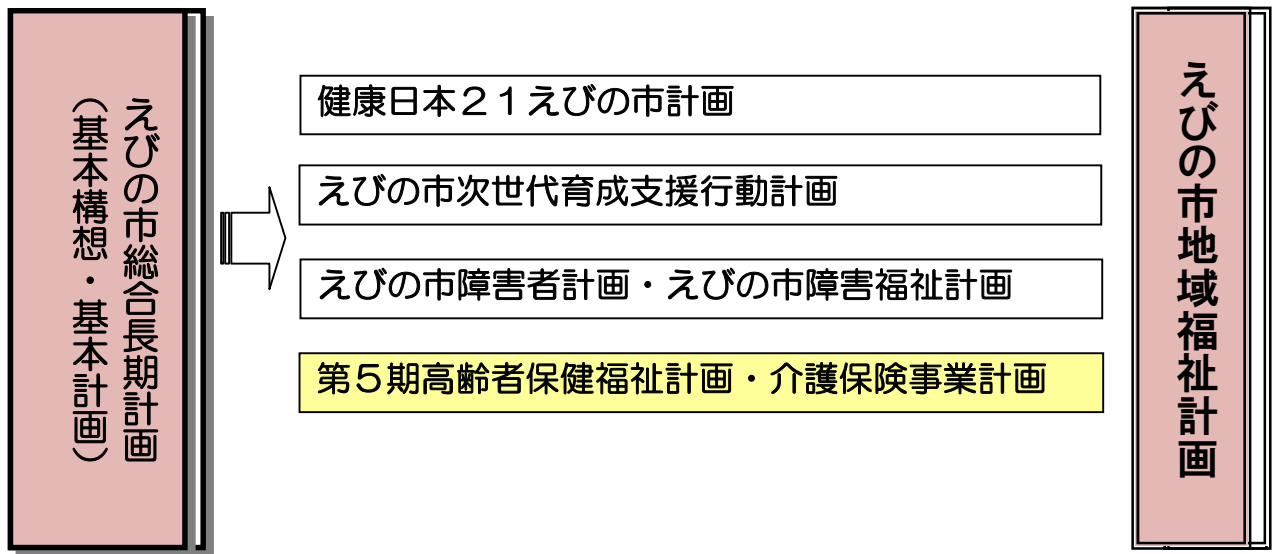
第7章	地域ケア体制の整備	26
1.	支え合いの地域社会づくり	26
2.	ボランティア活動と市民参加の促進	26
3.	地域福祉事業の展開	27
第8章	生活環境の整備	28
1.	高齢者にやさしいまちづくり	28
2.	高齢者のための住宅政策	28
3.	高齢者の安全対策	29
第9章	介護保険サービスの充実	30
1.	被保険者・要介護（支援）認定者の現状と見込み	30
2.	標準的居宅サービスの現状と見込み	31～38
3.	施設・居住系サービスの現状と見込み	39～40
4.	地域密着型サービスの現状と見込み	41
5.	地域支援事業の現状と見込み	42～46

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の性格

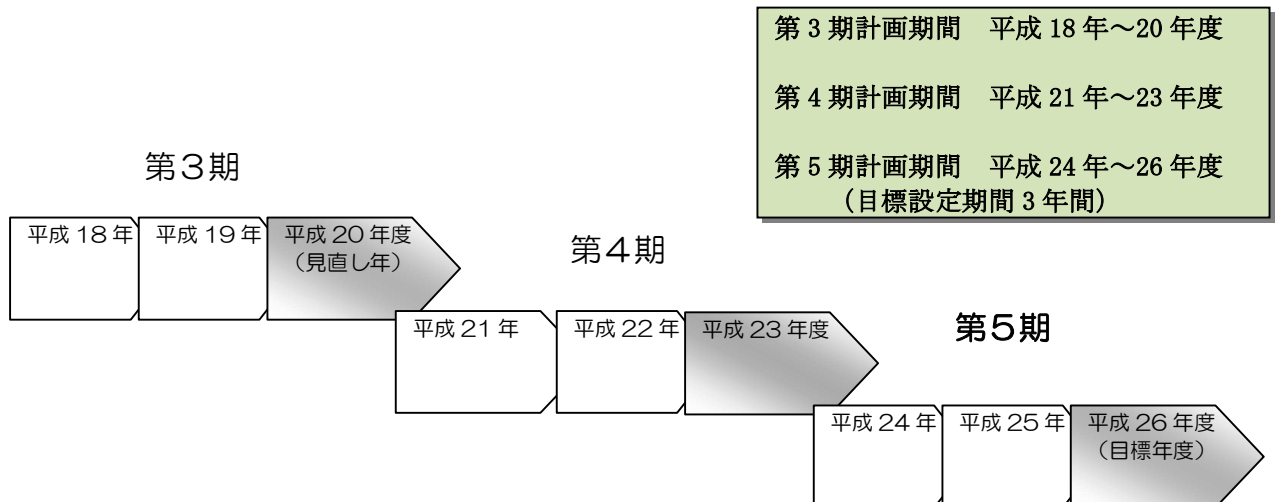
本計画は、全ての市区町村に策定が義務付けられている、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体化したものです。

「介護保険事業計画」は、要支援・要介護の高齢者等を対象として、介護保険法の基本理念を踏まえながら、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、介護保険事業に係る介護給付及び地域支援事業のサービスの必要量を見込み、円滑な運営を計画的に進めるために策定するものです。



2. 計画の期間の見直しの時期

この計画は、第3期計画において設定した平成26年度目標の最終段階として位置づけられた、平成24年度から26年度の3か年計画です。



3. 第5期計画策定の経緯

今回の計画策定にあたっては、広く市民の皆様にご理解いただき、えびの市の地域性や特色を明確にするため、以下により取り組みました。

- ① 市役所関係課の連携を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会を発足させ協議・調整を行った。
- ② えびの市高齢者保健福祉審議会、えびの市介護保険運営協議会を開催し、諮問・答申を行った。
- ③ 国の補助を受けて市民の日常生活圏域ニーズ調査を行い、高齢者の実態・意識を分析し、本計画の作成に向けた基礎情報とした。
- ④ 地域福祉計画に基づく「地域福祉推進会議」によって、高齢者の生きがいがづくり活動を地域が主体となって進めていくため地域福祉計画と連動して地域福祉推進会議を活用した。
- ⑤ 介護保険施設の整備については、県と連携し広域的な調整を図った。
- ⑥ 被保険者の意見を反映させるために『パブリックコメント』等必要な措置を講じた。

4. 第4期計画（平成21年度～平成23年度）の検証

第4期計画では、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心して自分らしく暮らせるため次のような事業を展開し支援してまいりました。

- ・ 二次予防事業対象者（虚弱な状態にある高齢者）の介護予防事業として、一人ひとりにあったケアプランを作成し、筋力向上や栄養改善などの事業を展開し、それぞれの事業評価を実施した。
- ・ 一次予防事業対象者に対する介護予防普及啓発事業として健康講話・健康体操などを組み入れた介護予防教室の開催、健康チェック、筋力向上の運動教室、閉じこもり予防・転倒予防・栄養改善などの事業を展開し、それぞれの事業評価を実施した。
- ・ 高齢者クラブの活動の支援を行い、生涯スポーツ、レクリエーションや生涯学習活動、文化活動、世代間交流等の生きがい対策事業を推進し、シルバー人材センターの支援により就労の場を確保するとともに、高齢者の社会参加活動の促進に努めた。
- ・ 包括支援センターを中心に在宅介護支援センターと連携を図り認知症対策の推進、高齢者虐待の防止対策等の支援を実施した。
- ・ 地域福祉計画・地域支え合い事業の推進により地域での高齢者支援、見守り体制の充実が図られた。
- ・ 要介護者、要支援者が適切なサービスを選択し、利用できるように基盤整備の推進と幅広い情報提供に努めた。

(1)介護予防事業の取り組み

二次予防事業対象者施策では、介護予防検診受診の勧奨や各関係機関等からの情報をもとに生活機能が低下しているおそれのある二次予防事業対象者を早期に把握し、地域包括支援センターの保健師等が一人ひとりにあったプランを作成し「筋力向上トレーニング事業」などを実施しました。

一方、一次予防事業対象者施策では、地域において介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように「運動器の機能向上教室」や健康講話と健康体操や頭の体操などを取り入れた「介護予防教室」を開催しました。

また、介護予防や自立の促進を図るため、各種機器を使った測定や健康チェックの実施、保健師による「転倒予防教室」の開催や栄養士・歯科衛生士などによる「栄養改善事業」を取り組みました。

(2)包括的支援事業の取り組み

二次予防事業対象者に対して、必要な援助や一人ひとりにあったプランを作成して介護予防事業への参加を勧奨しました。

総合相談支援業務では、様々な相談を受けて、各種制度の利用や必要に応じて地域における関係者とのネットワークを構築しました。

権利擁護業務では、各関係機関と連携して高齢者虐待への対応に取り組みました。また、広く市民に周知するためのパンフレットの作成や高齢者虐待防止連絡協議会を設置して高齢者虐待の防止や養護者への支援を適切に実施するために連携協力体制を整備しました。

さらに高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要に応じて各種制度の活用や各関係機関との連携・協働の体制づくりに努め、特に介護支援専門員との連携を深めました。

(3)任意事業の取り組み

介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、家族介護者に対しての相談・交流事業や介護手当支給などの事業を実施しました。

栄養改善が必要な高齢者に対しては、配食サービスに取り組み、併せて安否確認を行ないました。

また心身機能の低下などにより社会適応が困難な高齢者に対して短期宿泊による支援を行ないました。

第2章 高齢者の現状

1. 人口の推移及び被保険者の状況

(1) 総人口及び高齢者人口の推移

本市の人口は、総人口の減少とともに年少人口、生産人口、老年人口も年々減少しておりますが、総人口の減少幅が老年人口の減少幅を上回っているため、結果的に高齢化率は年々上昇しています。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
年少人口（0～14 歳）	2,556	2,538	2,480
生産人口（15～64 歳）	12,366	12,149	11,971
老年人口（65 歳以上）	7,762	7,671	7,559
総人口	22,684	22,358	22,010
高齢化率	34.22%	34.31%	34.34%

※各年 10 月 1 日現在（資料：住民基本台帳参照）

(2) 被保険者の推移

本市の介護保険の被保険者数は総人口とともに年々減少傾向となっておりますが、80 歳以上の第 1 号被保険者は増えています。

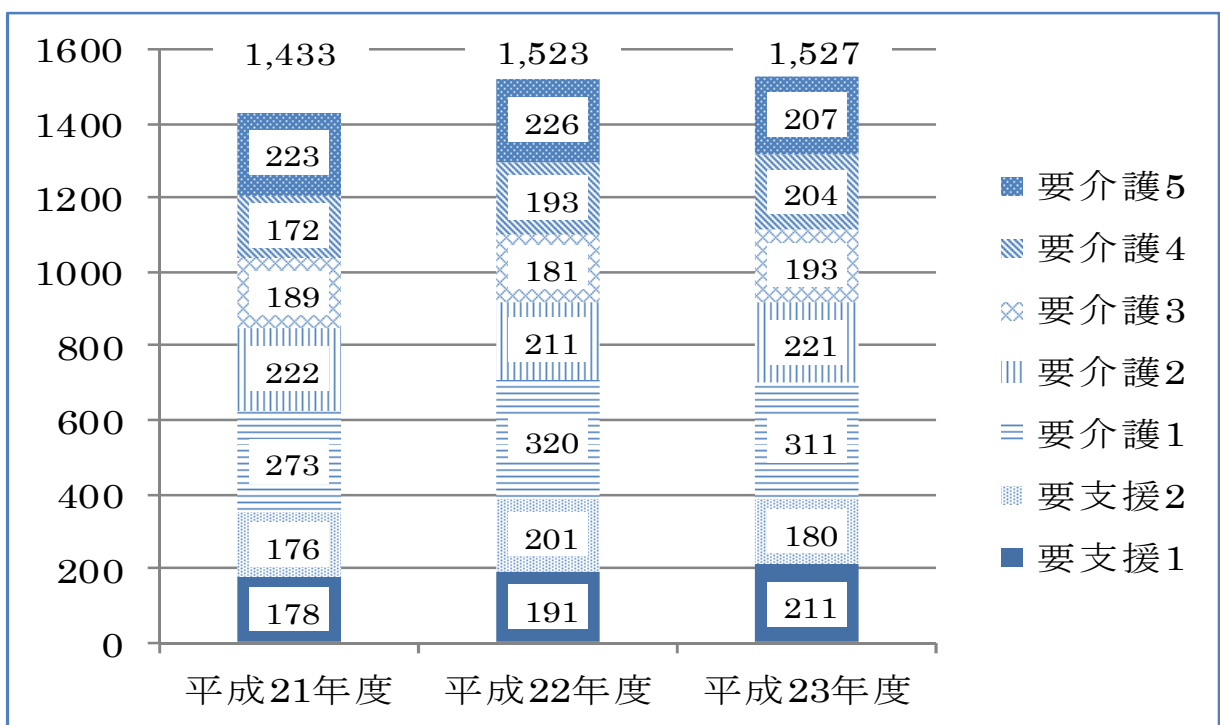
平成 23 年度の被保険者総数は、14,971 人となっております。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
第 1 号被保険者	7,785	7,737	7,593
65～69 歳	1,536	1,476	1,349
70～74 歳	1,753	1,675	1,613
75～79 歳	1,828	1,805	1,752
80～84 歳	1,306	1,398	1,460
85 歳以上	1,362	1,383	1,419
第 2 号被保険者 （40～64 歳）	7,526	7,431	7,378
総数	15,311	15,168	14,971

2. 要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は、年々増加傾向となっており、平成23年度では1,527人となっています。（平成22年度と23年度は、ほぼ横ばい）

		要介護・要支援認定者数							
		計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
平成 21 年度	第1号被保険者	1,404	178	173	268	213	185	168	219
	65～74歳	97	8	11	19	17	15	10	17
	75歳以上	1,307	170	162	249	196	170	158	202
	第2号被保険者	29	0	3	5	9	4	4	4
	総数	1,433	178	176	273	222	189	172	223
平成 22 年度	第1号被保険者	1,490	190	196	312	204	180	190	218
	65～69歳	115	14	14	29	19	13	12	14
	75歳以上	1,375	176	182	283	185	167	178	204
	第2号被保険者	33	1	5	8	7	1	3	8
	総数	1,523	191	201	320	211	181	193	226
平成 23 年度	第1号被保険者	1,486	209	176	303	213	188	198	199
	65～69歳	122	16	13	31	20	14	14	14
	75歳以上	1,364	193	163	272	193	174	184	185
	第2号被保険者	41	2	4	8	8	5	6	8
	総数	1,527	211	180	311	221	193	204	207



3. 高齢者実態調査

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しにあたり、既存データでは把握困難な高齢者の意識・意向を分析し、計画策定の基礎資料とするための高齢者実態調査（えびの市日常生活圏域ニーズ調査）を行いました。

【調査対象】

65歳以上で本市に在住の方のうち、

1. 介護認定（要支援1、2、要介護1、2）を受けている方で、
 - ① 居宅サービス利用者
 - ② サービス未利用者
2. 介護認定を受けていない方

この調査結果をもとに、今回の計画を策定しています。

第3章 計画の基本理念と基本方針

1. 計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとその人らしく自立した生活が続けられるまち『～自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの～』を計画の基本理念とします。

～自然・人・想いが創る
「みんなのふるさと」えびの～

2. 計画の基本方針

本計画の基本目標に向けた取り組みを進めるために、6つの基本方針を掲げます。基本方針は、計画を策定する上での基本的な視点を定めたもので、計画全体の骨組みをなすものとなります。それぞれの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 いきいきと暮らせるまちづくり

基本方針2 生きがいと社会参加の促進

基本方針3 安心して暮らせるまちづくり

基本方針4 思いやりと助け合いの福祉のまちづくり

基本方針5 地域ケア体制の充実

基本方針6 安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

① 基本方針1 いきいきと暮らせるまちづくり

- ・二次予防事業対象者把握事業として、虚弱な状態にある高齢者を早期に把握するために地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の各関係機関と連携して情報の収集に努め、介護予防検診の受診を勧奨します。
- ・二次予防事業対象者介護予防事業として、一人ひとりにあったケアプランを作成し、筋力向上や栄養改善などの事業を展開し、事業評価を行います。
- ・一次予防事業対象者に対する介護予防普及啓発事業として、健康講話と健康体操などを取り入れた介護予防教室の開催、機器を使った健康チェック及び筋力向上閉じこもり予防・転倒予防・栄養改善などの事業を展開し、事業評価を行います。
- ・地域介護予防活動支援事業として、高齢者が地域において主体的に生きがい活動を実践するための支援や地域介護予防活動のリーダーを育成するための支援を行います。
- ・地域における尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう各関係機関や地域と連携・協働の体制づくりを目指します。

② 基本方針2 生きがいと社会参加の促進

- ・高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア・市民活動を通じた社会参加・社会貢献活動を支援します。
- ・高齢者が長年培った豊富な知識や経験を積極的に生かせるよう社会参加活動の提供に努め、生涯スポーツ、レクリエーションや生涯学習活動、文化活動、世代間交流を促進します。
- ・地域において高齢者の自主的な組織として、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を柱に活動する高齢者クラブの支援と充実を図ります。
- ・社会福祉協議会が実施主体となり、自治公民館を拠点に同じ地域に住む人同士のふれあいと、見守り体制づくり等の支援をめざして地域独自で運営していく活動である「地域支え合い事業」の推進を図ります。
- ・元気高齢者の農業の就労支援や、高齢者が社会でいきいきと活躍いただくため、シルバー人材センターの充実努めます。

③基本方針3 安心して暮らせるまちづくり

1 認知症対策の推進

- ・認知症の正しい理解や対応方法の普及、啓発に努めるとともに認知症予防事業への参加を促し、認知症の進行予防を推進します。
- ・認知症の早期発見を促すとともに、地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センターと連携を図り相談支援体制の整備充実に努めます。
- ・認知症となっても本人や家族が安心して暮らせるよう、地域において見守り体制を整えるとともに、介護、医療、保健、福祉などの関係機関とのネットワークを強化していきます。
- ・認知症対応型共同生活介護施設の充実に努めます。

2 高齢者虐待の防止

- ・高齢者虐待についての相談は、地域包括支援センター、市長寿介護課、県高齢者総合支援センター等の関係機関と連携し、解決に努めます。

また、発生の予防、早期発見、早期対応を行い、虐待を受けた高齢者や養護者に対して適切な支援をするために、高齢者やその家族を支援する取り組みを充実します。

3 介護給付適正化の推進

- ・介護保険制度の充実に伴い、介護費用が増加し続けて、被保険者及びサービス利用者の負担も増加していることから、介護予防事業を推進し、サービス事業者に対して介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行ないます。

④基本方針4 思いやりと助け合いの福祉のまちづくり

- ・高齢化が進む中で、身近に生活する地域住民の理解や協力による地域ぐるみの活動が不可欠です。『えびの市地域福祉計画』との調和を図り、地域の支え合い活動等各自治公民館を拠点に地域福祉活動を推進します。
- ・地域福祉活動においては、ボランティア団体の自主的活動を尊重しつつ、市民がボランティア活動に取り組める施設の設置や環境づくりを行なっていくと共に地域に根ざしたボランティアの人材育成、支援、相談、研修、広報体制づくりに努めます。
- ・地域支援システムの運用を通し、災害時の地域での救援体制の確立とともに、日常の見守り体制の充実に努めます。

⑤基本方針5 地域ケア体制の充実

- ・高齢者支援に携わる関係機関（県長寿介護課、社会福祉協議会、医療機関など）や関係団体・地域組織（行政区、分区、地域ボランティア団体、民生委員児童委員協議会、NPOなど）とのネットワークを強化することにより地域における高齢者支援体制の一層の充実を図ります。
- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センターの連携強化を行い、介護予防・生活支援サービスの総合調整等の環境整備を図ります。
- ・地域包括支援センターを高齢者の在宅生活を支援する拠点として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントに努め、地域における連携、協働の体制づくりやネットワークの活用を図ります。

⑥基本方針6 安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

- ・介護保険サービスの内容や事業者の情報をサービス利用者が自らの判断で選択できる環境を整えていきます。
- ・住みなれた地域で日常生活が送れるよう、在宅介護サービスを中心とする介護給付サービスを充実し、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努め、要介護者の需要に応じた介護保険サービス基盤の計画的な整備を進めます。
- ・居住系サービスの整備については、高齢者率、高齢者人口等を考慮し、今後の需要を見込んだ施設の充実を図ります。

上記について、平成26年度の目標とすること。

3. 施策の体系図

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとその人らしく自立した生活が続けられるまち『～自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの～』を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

基本理念

～ 自然・人・想いが創る
「みんなのふるさと」えびの ～

基本方針

- ① いきいきと暮らせるまちづくり
- ② 生きがいと社会参加の促進
- ③ 安心して暮らせるまちづくり
- ④ 思いやりと助け合いの福祉のまちづくり
- ⑤ 地域ケア体制の充実
- ⑥ 安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

施策の体系

第4章

積極的な社会参加の推進

第5章

権利擁護対策の推進

第6章

介護予防・健康づくりの総合的推進

第7章

地域ケア体制の整備

第8章

生活環境の整備

第9章

介護保険サービスの充実

第4章 積極的な社会参加の促進

1. 高齢者の社会参加の促進

(1) 健康づくりの推進

ア) 高齢期を心身とも元気で豊かに過ごすためにもその維持、増進は重要です。そのため「健康日本21えびの市計画」の趣旨に添って保健事業の充実を図り、高齢者自らが健康管理を自主的に行うことが出来るよう支援していきます。

イ) 保健センター、老人福祉センター、自治公民館等で社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域ボランティア団体、地域福祉推進員等と連携を図りながら、自主的な健康づくりや介護予防事業を支援・普及啓発していきます。

(2) 高齢者クラブ活動への支援

自治公民館を拠点として活動している高齢者クラブは高齢者の自主的な組織であり、生きがいと健康づくりのための活動を展開しています。しかし、高齢者人口の減少とともに会員数は減少の一途をたどり、運営困難なクラブもでてきておりクラブ活動を休止している地域もある現状です。

今後、高齢者の豊かな経験と知識を生かした生きがいづくり、健康づくり、社会参加、伝承活動等が一層重要となってまいります。

そこで、高齢者クラブ活動の役割を高齢者の方々に広く広報し、加入促進と魅力あるクラブづくりを支援していきます。

ア) 高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブの支援

市連合会では、生きがいづくりと健康づくりのために、長年にわたり、各種学級（舞踊、カラオケ、手芸、生花、レクダンス、社交ダンス）を実施し、生きがい大会や高齢者作品展、カラオケ大会、女性部リーダー研修等で成果を披露することで、生きがいと融和を図っていきます。

また、グラウンドゴルフ、ゲートボール等の生涯スポーツの大会開催とともに、恒例の高齢者スポーツ大会を実施しています。

近年は、子ども見守り隊（児童生徒の登下校時の見守り、声かけ運動）の発足等を行い、地域支援活動も積極的に行っていきます。

イ) 単位高齢者クラブの活動状況

単位クラブでは、連合会と連動した地域見守り活動（一人暮らし高齢者、児童生徒の登下校）社会奉仕活動（清掃作業、各種募金活動）世代間交流、研修、スポーツ（グラウンドゴルフ、ゲートボール等）と老人福祉センターを活用した健康づくり等（健康講座、温泉、レクリエーション）を行い、会員の融和と魅力あるクラブ活動を積極的に展開されております。これらの生きがいづくり、健康づくりを支援していきます。

高齢者クラブ加入状況（平成23年度）

クラブ結成数	クラブ会員数	クラブ加入率
55	1,816	23.92%

(3)生涯学習、生涯スポーツの支援

ア) 生涯学習等

高齢者が生きがいのある心豊かな生活を送るためには、学習機会を充実させ社会参加活動を推進することも必要です。そのために、地区公民館での地域学園や、ふれあい女性学級、地域リーダー育成のための市民大学が開設されており、今後も「生きがいづくり」となる学習を推進していきます。

また、市民がいつでも気軽に学べる出前講座の実施や各種生涯学習講座、自治公民館活動奨励事業等により自主的な学習の支援も行なっています。

今後も介護予防となりうる学習の充実と、これらの活動の更なる推進・充実を図っていきます。

イ) 生涯スポーツの支援

市民の体力づくり、健康増進を図るため、生涯スポーツの振興を行ってきました。特に、「総合型地域スポーツクラブ」を市内3地区に設立し、高齢者がスポーツへ参加しやすい環境を整えてきました。

今後も「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、スポーツ教室等を開設しながら、高齢者の健康増進を図っていきます。

(4)ボランティア活動の促進

高齢者による団体活動の一環として、友愛訪問や奉仕活動が、生涯学習で組み込まれてきました。今後、誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域福祉）を推進することが重要です。そのためには、高齢者の地域に根ざしたボランティア活動が不可欠です。

高齢者の能力を社会に生かしながら、ボランティア活動を通じて生き生きとした生活が送れるように、活動の場や機会の提供などに努めると共に、積極的に社会参加と生きがいづくりの促進を図っていきます。

2. 世代間交流

自治公民館活動による世代間交流や高齢者クラブによる知恵袋の継承などの世代間交流等、各地域における子ども育成会等との交流が進められてきました。

自治公民館を活動拠点とした地域での交流・伝承活動の促進が必要であり、また学校においても学校支援地域本部事業に取り組み、学校での授業支援や行事の支援を行うことにより、「地域で子供を育てる」をスローガンに地域に開かれた学校づくりが行われています。

今後、学校と地域とが連携を深め、地域と学校が一体となった活動が出来るよう福祉教育サポーターの養成やボランティアセンターの関わりを密にして支援していきます。

3. 就労促進

(1)高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が能力を発揮し、農業生産活動や地域活動の場で、生産現役として活躍できるように環境整備を進めてきました。

特に、野菜の生産出荷や地域素材を活かした農産加工品開発、農産物販売所の運営などは、生きがいと社会参加に対する喜びを与えており今後も積極的に推進していきます。

また、豊かな経験や技術を活かし継続して農業に従事できるよう、体力に見合った作物選定や営農支援体制づくりを進めていきます。一方、退職後の生きがい又は第二の人生として農業に取り組みたいと希望する定年帰農者への農用地の確保などを支援していきます。

(2)シルバー人材センターによる生きがいづくり

定年退職者等の高齢者がその豊かな知識と経験を活かして、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境づくりは今後とも大切な取り組みです。シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じて臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保することにより、生きがいの充実や社会参加の促進を図り、地域社会に寄与することを目的としています。今後も引き続き会員の確保、就業機会の開拓・提供、会員の技術習得・知識の向上のための研修会の開催等、質的向上に向けた事業を積極的に実施してまいります。

4. 老人福祉センター等活動の場の確保

(1) 老人福祉センターは平成21年に大規模改修工事が行われ、バリアフリー化とともに施設内も新しくなり充実されました。同センターは高齢者の交流の場として社会参加活動、健康づくりや趣味活動等の生きがいある生活を送る場として、活用されております。平成22年度の利用者は単位高齢者クラブが1,915人、高齢者クラブ関係の趣味講座等1,943人、一般高齢者が16,876人、合計の20,734人と多くの市民の皆さんが利用されています。特に温泉施設があり高齢者クラブの活動の拠点になっているとともに、近年は各在宅介護支援センターによる介護予防事業も行われています。また、保健師等による血圧測定、健康講話、レクリエーション等の健康づくり事業も実施しており、今後もさらに効率的な管理運営とサービス向上に努め、利用促進を図ってまいります。

(2) 地区公民館、自治公民館については、地域に密着した施設として、引き続き利用の促進を図ります。

第5章 権利擁護対策の推進

1. 認知症高齢者支援の推進

(1) 予防対策の推進

元気な高齢者がなるべく要介護状態にならないように介護予防事業の中で認知症予防教室、運動教室等を行ない、また介護予防普及啓発としての栄養改善、口腔機能の向上などの啓発を行いながら認知症予防の推進を図ります。

(2) 相談体制、地域の支援体制、保護体制の整備

認知症に対する理解を深めるために認知症の人や家族を温かく見守る応援者としての認知症サポーターの養成やこの認知症サポーターを養成するためのキャラバンメイトの育成などにより地域における支援体制等の整備を図ります。

2. 高齢者虐待防止対策の推進

近年、高齢者に対する虐待が増加していることから高齢者虐待防止法が施行されました。この法律には、虐待に気づいた人は通報の義務があることが定められており、虐待を見つけた場合は、速やかに通報することが事態が深刻化するのを防ぐことにもつながります。高齢者虐待には身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等があります。これらの背景には、介護疲れ、認知症への不十分な理解、高齢者と介護者の人間関係、介護者の心身状態、経済的な問題等があります。

えびの市では地域包括支援センターで作成した「高齢者虐待マニュアル」をもとに、対応しています。困難事例については、警察署、県高齢者総合支援センター等とも連携して取り組んでおり、今後とも、虐待発生の予防、早期発見のため広く市民へ啓発するとともに適切かつ迅速な対応を図ってまいります。

3. 成年後見制度の活用

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどのため意思能力・判断能力が不十分で自ら選択できない高齢者等の日常生活を法律的に保護し、安心して生活を送れるように支援する制度です。

財産管理や日常生活での様々な契約を行う時に、不利益を被ったり、悪徳商法の被害者になることを防ぐため、ご本人に代わり法的権限を与えられた後見人が契約等の支援を行ないます。

地域包括支援センターが相談窓口となり支援してまいります。

第6章 介護予防・健康づくりの総合的推進

1. 健康づくり事業の推進

団塊の世代の退職などで急速に高齢化が進展する一方で子どもが減少する少子高齢化社会を迎えた今日、高齢者が健康で生き生きと安心して生活できるよう支援していくことが重要です。

このため、高齢者が要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする「介護予防」の取り組みを推進するとともに、高齢期を要介護状態とならずに元気で生活できるよう健康日本21えびの市計画「元気に笑って健康えびの」を基本に推進します。

高齢期において健康であるには、若いときからの健康づくりが重要であることから、壮年期以降における栄養・食生活改善、運動などの生活習慣病予防対策や心の健康対策や寝たきり予防の普及・啓発に取り組みます。

また、医療制度改革の一環で、平成20年度から生活習慣病予防を目的として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施されています特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）並びに後期高齢者健康診査及び健康増進法に基づく健康増進事業など積極的に推進します。

なお、保健センターは、健康づくりの拠点施設として、効果的な活用を図ります。

(1)健康手帳の交付

＜現状と評価＞

健康診査やがん検診等の結果を自ら記録し、日ごろの健康管理に役立てていただくため、高齢受給者証の交付時やがん検診等の際に配布していますが、十分な活用がなされていない状況です。

平成22年度交付件数は、518件でした。

＜今後の方針＞

健康管理や生活習慣の改善など自ら健康を守るために活用していただくという健康手帳本来の意義を配布時に啓発します。

(2)健康教育

＜現状と評価＞

生活習慣病の予防、健康寿命の延伸及び介護予防を目的に実施しているものです。前期高齢受給者証の交付時並びに老人福祉センターを利用する高齢者クラブの会員及び自治公民館での出前講座等で実施しています。

平成22年度 健康教育実施実績

実施場所等	回数(回)	参加者数(人)
前期高齢受給者証の交付時、出前講座、各地区自治公民館等	119	3,049

＜今後の方針＞

健康づくりを進めていくには、自分自身が健康になろうという意識を持つことと正しい知識を身につけることが大切です。場所や時間帯等も考慮して健康教育の内容の充実を図ります。

(3)健康相談

<現状と評価>

保健センターでは毎日、健康相談等を行い、そのほかに各地区巡回の結核検診時や産業文化祭会場でも実施しております

平成22年度 健康相談実績

実施場所等	回数(回)	相談者数(人)
結核検診時、産業文化祭、福祉作業所、保健センター等	153	3,686

<今後の方針>

健康に関する情報が氾濫している今日、市民の疑問や不安を解消するためには、正しい情報の提供が不可欠です。特に近年、精神的な心の悩みを抱える方が多くなってきていますので、精神的健康の保持・増進を図る心の健康づくりを推進するためにも、いつでも気軽に相談できるように保健・福祉・医療と連携しながら、各専門職等の人材の確保と対応する職員等の資質の向上に努め、相談・指導体制の充実を図ります。

(4)健康診査等

医療制度改革により、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病に着目した特定健診等の実施が義務付けられました。このためえびの市では、平成20年度から、国民健康保険の保険者としてえびの市国民健康保険に加入している方を対象に特定健診等を実施しています。また、宮崎県後期高齢者医療保険に加入している方（75歳以上及び一定の障がいを持つ65歳以上の方）には、えびの市が宮崎県後期高齢者医療広域連合の委託を受け健康診査を実施しています。

<現状と評価>

平成19年度までの基本健康診査が平成20年度からは特定健康診査にかわりました。対象者に対しては、受診券を発行し、同時に受診勧奨を行っていますが、平成22年度も受診率が低い状況でした。

平成22年度 特定健診等実績

項目		人数(人)		割合(%)
特定健康診査	受診者数	1,066	受診率	18.2
メタボリック シンドローム	該当者・予備群	304	出現率	28.5
特定保健指導 (積極的支援・ 動機付け支援)	対象者数	145	対象者率	13.6
特定保健指導	利用者数	48	利用率	33.1

<今後の方針>

平成20年度から実施されています特定健康診査は、国が平成24年度の受診率65%の参酌標準を示しており、健診受診率等の達成状況により、平成25年度から毎年後期高齢者支援金の額が加算・減算されます。

このため、引き続き受診勧奨と未受診者対策に取り組んでいく必要があります。特に生活習慣病の1次予防の対象となる65歳未満の被保険者の受診率が低いことから、がん健診と特定健康診査（集団健診）が、同時に受診できるセット検診を活用するなど受診しやすい健診体制を整備し、より若い世代からの生活習慣病予防に積極的に努めることとします。

また、健診の結果からメタボリックシンドロームまたは予備群と判定された方は、健診の判定の段階にあわせて、個人もしくはグループによる保健指導を実施して、生活習慣の改善を支援します。

えびの市国民健康保険の特定健診等の目標値（平成20年4月定め）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健診の受診率	25%	35%	45%	55%	65%
特定保健指導の実施率	20%	30%	35%	40%	45%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率					10%

注) 1) メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満の人が、脂質代謝異常（高脂血症）、高血圧、高血糖といった動脈硬化の危険因子を2つ以上あわせ持った状態をいいます。

2) 平成24年度の「メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率」とは、平成20年度に対する減少率です。

なお、後期高齢者医療保険に加入の方の健康診査については、医療保険者の努力義務ではありますが、健康寿命の延伸を図る観点から対象者の方には自治公民館等での受診勧奨を行います。

(5)がん検診等

<現状と評価>

かつて圧倒的に多かった胃がんの死亡率は、依然上位にあるものの近年横ばいの傾向にあります。肺がんや大腸がんなど（特に肺がん）の死亡率は上昇しています。がんの危険因子は、たばこ、食生活及び感染症です。たばこや食生活など生活習慣が発症の確率を高めませんが、遺伝要因や外部環境要因も発症に深く関わるため、検診により早期発見・早期治療することが重要です。

平成22年度 検診実績 (単位:人、%)

検診項目	受診者数	受診率
胃がん	365	3.7
大腸がん	228	2.3
肺がん	424	4.3
前立腺がん	150	3.9
子宮頸がん	275	4.2
乳がん	365	6.1
肝炎ウイルス	157	
骨粗しょう症	20	—

<今後の方針>

医学の進歩に伴い、がんの治療技術も年々進歩しており、がん患者の生存率は向上しています。がん検診の必要性や重要性について、広報などで啓発し、受診率の向上を図るとともに検査結果についての指導に努めます。

(6)歯周疾患検診

<現状と評価>

前期高齢者受給者証交付時に歯科衛生士による講話・助言を行っています。

<今後の方針>

むし歯・歯周病などの歯科疾患は、歯の喪失の原因となり、食生活や社会生活に支障をきたし、引いては全身の健康に影響を与えます。

しかし、一般的には歯の健康に関しては関心が低いため、自覚症状が出てから医療機関を受診することが多いのが現状です。市民が、口腔ケアの重要性など歯の健康に関心をもち、むし歯や歯周病を予防するという意識に変わるように健康教育・助言指導に努めます。

(7)結核検診

<現状と評価>

結核検診車で各地区を巡回してデジタル撮影による検診を実施しています。

平成22年度 結核検診実績 (単位:箇所、人、%)

検診会場(延べ)	対象者数	受診者数	受診率
81箇所	7,056人	3,914人	55.5%

<今後の方針>

結核は過去の病気と考えられがちですが、全国の子患者発生数は今でも2万4千人以上います。感染者が結核を発病していることに気づかず、病状を悪化させてから医療機関に駆け込む例も少なくありませんので、広報などで啓発し、受診率の向上を図るとともに検査結果についての指導に努めます。

(8)インフルエンザ予防接種

<現状と評価>

65歳以上の方及び60歳から64歳までの方で厚生労働省令で定める基準に該当する方に対して、接種料の一部を補助して実施しています。

平成22年度接種者は、5,601人でした。

<今後の方針>

インフルエンザは高熱がでるだけでなく、場合によっては重症化、合併症をも引き起こす恐れのある感染症で、高齢者の死亡率は高くなります。近年、新型インフルエンザの流行が懸念されていますので、インフルエンザとかぜ(普通感冒)との違いを正しく認識していただき、予防接種について広報などで啓発します。

(9)訪問指導

<現状と評価>

訪問指導は、対象者の心身の状況やその置かれている家庭環境等に照らして、療養上の保健指導が必要である方及びその家族に対し、保健師や栄養士等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、対象者の心身機能の低下防止と健康保持増進を図るため実施しています。

平成22年度検診の要指導者等の人数は、116人でした。

<今後の方針>

訪問指導は、対象者の生活の場において個人の状況に応じて相談や指導を行うことができ、効果的です。特に疾病を有する方に対する指導に際しては、関係機関と連携を図り、実施します。また、保健事業による訪問指導の内容が医療保険または介護保険によるサービスと重複する場合には、それらのサービス提供者と連携を図り実施します。

2. 高齢者福祉事業の推進

健康な高齢者はもちろんのこと、心身機能の低下が見られる方であっても、市内に暮らすすべての高齢者が安心して自分らしく暮らすために必要なサービス基盤を整備する必要があります。また、寝たきりや認知症を予防するなどの介護予防施策を推進するとともに、高齢者の生活支援や介護家族を支援するため在宅福祉サービスの充実を並行して推進していきます。

(1) 高齢者福祉事業

① えびの市養護老人ホーム真幸園

目的 環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的として設置しています。

事業内容 老人福祉法第15条第3項規定に基づき、設置運営され、平成18年度の介護保険制度の改正により、介護保険サービスの利用が可能になりました。また、外部サービス利用型の指定を受けた食事、排泄、入浴などの生活上の支援とレクリエーション、リハビリ等のサービスを提供し、要介護認定を受けたら、介護保険を利用しながら施設で生活ができます。平成19年6月から指定管理者制度を適用して運営おり、平成24年4月より2期目となります。

② 老人福祉センター

目的 老人福祉センターは地域の60歳以上の高齢者に対して各種相談に応じると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に提供する老人福祉法に規定された施設です。

事業内容 えびの市では、高齢者の憩いと生きがいつくりの拠点施設として高齢者クラブの各種教養、趣味講座や教室の場として有効に活用されており、また、温泉施設を有し、年間利用者は2万人を超え、高齢者の社会参加活動や生きがいつくりの活動の場として介護予防につながっています。

③ 寝具洗濯乾燥消毒事業

目的 社会福祉協議会の自主事業として、寝具類の殺菌、乾燥などにより衛生管理を図り、快適な日常生活を支援しています。

事業内容 概ね65歳以上の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、認知高齢者等を対象に、布団及び毛布の殺菌、乾燥を行います。

④ 緊急通報機能付電話貸与事業

目的 安否確認及び緊急時の通報手段を必要とする一人暮らし高齢者に対し、緊急通報装置により、急病などの緊急時に、迅速かつ適切な対処ができるようなシステムを構築しています。

事業内容 緊急通報装置を電話回線に取り付け、緊急通報を受けた場合は、速やかに対応します。なお、平成22年度から最新のコールセンター方式に移行し充実を図り、今後もサービスを継続いたします。

⑤福祉タクシー料金事業

目的 高齢者並びに重度の障がい者に福祉タクシー料金を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的にしています。

事業内容 一定の条件を満たす満75歳以上の高齢者と重度障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成するもので、利用券を年間24枚支給します。今後、地域公共交通のあり方と生活交通ネットワーク計画等の整備状況等を考慮して内容の検討も必要となります。

⑥敬老祝金事業

事業内容 多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことによって高齢者福祉の増進が図られることを目的として、80歳・88歳・99歳到達者、100歳以上、男女各最高高齢者に祝金を支給します。

⑦住宅改造助成事業

事業内容 介護保険の住宅改造限度額（20万円）を超えた部分の30万円を限度額として助成を実施しており、在宅における要介護高齢者の自立した生活の維持・促進及び介護者の負担軽減に寄与します。

⑧在宅介護老人等介護手当支給事業

事業内容 65歳以上で6ヶ月以上寝たきりの高齢者または認知症の症状のある高齢者等を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で介護している方に、月額6,000円の手当を支給します。

⑨高齢者給食サービス事業

事業内容 高齢者で調理が困難な方に対し、食事を訪問により提供します。原則として毎日（月曜日～金曜日）昼・夜2食で1食400円となっています。

⑩ケアハウス

事業内容 ケアハウスは、自炊ができない程度の心身機能の低下や、独立して生活するには不安な高齢者等が入居できる軽費老人ホームであって、車椅子の利用等高齢者対応が配慮された環境の下、個人の自立性を尊重した住宅処遇を目指す施設であり、市内に一ヶ所あります。

3. 高齢者の生きがいづくり事業

生涯学習の推進、文化・スポーツの振興、ボランティア、就業の促進などへの取り組みを支援するために諸施策を総合的に推進し、高齢者が地域の中でいつまでも元気に暮らせる社会づくりを目指します。

事業名	事業目的	事業内容	実施時期	担当課
①ボランティア育成事業	地域の特性や高齢者の心身の状況に応じ、談話、創作活動、趣味活動、スポーツ活動等の利用者主体の生きがい活動を実施することにより、高齢者の閉じこもりを防止し、住み慣れた地域社会で孤立することなく生きがいをもって健康的でいきいきとした生活を送ることが出来るよう支援するとともに、健康づくり・介護予防活動のリーダー的役割を担う人材育成を行なう。	(1) 各自治公民館への生きがい活動の推進 (2) 一人暮らし高齢者・家に閉じこもりがちな高齢者の外出支援 (3) 介護予防に関するボランティアの人材育成 (4) 地域における指導者のボランティアの人材育成 (5) 生きがい活動の自主的な取り組みへの参画。継続、定着の支援	通年	長寿介護課 (えびの市地域包括支援センター)
②介護予防事業〈元気はつらつクラブ〉	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、活動的な生活を実現できるよう、高齢者の健康づくり及び介護予防を促進することを目的とする。	専門スタッフにより、対象者の健康状態、体力等の個別状況を把握し、対象者の特性に合わせて筋力を高め、柔軟性及びバランス能力を向上させることを期待できるトレーニングプログラムにより筋力向上トレーニングを実施し、その効果測定等の評価を行なう。	随時	
③介護予防普及啓発事業〈介護予防教室〉	地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有してもらうために自主的な活動の場等を活用し情報提供等を行なうことにより介護予防を促進しその普及啓発を図る。	高齢者の集まる場所に出向き健康講話(転倒予防、認知症予防、うつ病予防、食中毒予防、熱中症予防等)と健康体操、頭の体操等を取入れた介護予防教室を開催します。また、介護予防パンフレット等を作成して介護予防に関する知識や情報の提供を行なう。	通年	
④小菜園づくり事業	高齢者はかつて農業経営者として知識も技術も豊富にもっています。各自治公民館の高齢者クラブを中心に小菜園づくり事業を展開し、収穫の喜びを味わいながら、「生きがい・健康づくり」を結びつけた取り組みをスタートしました。	(1) 各自治公民館で遊休地等を活用し、小菜園づくり事業を展開する。 (2) 面積10坪以上、賃借料、種子代、肥料等補助する。 (3) 小菜園の農産物コンテスト及び加工品コンテストを実施。	通年	長寿介護課

⑤シルバー人材センター高年齢者就業機会確保補助事業	シルバー人材センター活性化事業	家庭から持ち込まれる樹木・枝葉・伐竹等をチップシュレッダー機を使い堆肥や敷料など様々な用途に応じたチップに加工利用し、人と自然が共存できる環境づくりに取り組む。	通年	長寿介護課
⑥ふれあい女性学級	女性が健康で、自ら生きがいをもって生活し、積極的に地域社会の諸活動へ参加できる基礎づくりとしての学習を各地区公民館で開設する。	年間10回程度の学習講座等を実施する。内容については健康、歴史、環境、福祉、人権等、多岐にわたっており、自己の向上や社会に貢献できる高齢者になることを目標とした学習活動を行う。	通年	社会教育課
⑦えびの市民大学	高齢者の社会参加と生きがいづくり及びリーダー育成	高齢者が心豊かな生活が送れるよう、幅広い分野と高度で専門的な学習機会（約7講座）を提供し、地域リーダーを養成する。	6月～2月	
⑧えびの市出前講座	市民の市政や公共機関等が果たす役割に関する理解を深めるとともに、学習機会の充実及び意識の啓発を図る。	市政編と公共機関編に分けて専門的知識を生かした各種講座を開設しており、健康や生活に結びついた、高齢者の生きがいづくりに役立つ講座も多数ある。	通年	
⑨地域学園	自己の研さんに努め、積極的に市民活動、地域活動を実践する。	地区公民館ごとに開催し、地区を知るとともに独自の講座を開設し地区の活動のリーダーを養成する。	6月～2月	
⑩各種生涯学習講座	趣味、娯楽、スポーツなど学習のきっかけづくりとして講座を開設する。	えびの発見塾、古文書講座、古代体験学習、ソフトテニス教室、パソコン講座、おもしろ科学実験、ものづくり講座	7月～9月	
⑪総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ・文化活動を通じて、高齢者を含む地域住民の健康増進を図る。	市内3つのスポーツクラブ（真幸ホットクラブ・いい汗加久藤クラブ・いいの夢クラブ）で、ラージボール卓球等のスポーツ教室、書道等文化活動の教室を年間継続して実施する。	通年	
⑫食生活改善推進員活動	食習慣の改善及び栄養に関する知識や情報の提供を図り、市民の健康づくりを推進する。加えて推進員の約8割は高齢者ということもあり、活動そのものが推進員の生きがいになっている。	「私達の健康は私達の手で」のローガンの下、食を通じたボランティア活動を実施している。毎月の定例会議・地区公民館等において料理教室・県から委託事業を行い、地域の健康づくり活動を実施している。	毎月	健康保険課

⑬男の腕まくり料理教室	参加者の8割は高齢者であるため、男性も自ら健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、自立支援と生活習慣病の予防の目的で行っている。	食生活改善推進員が自主活動として毎年行っているもので、地元の新鮮な野菜を使用した調理実習を実施。食生活改善推進員と一緒に家庭でおいしく簡単に作れる料理を作っている。	随時	
⑭高齢者の生きがいと健康づくり事業	高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進することを目的とする。	学級・講座開設 (舞踊・カラオケ・手芸・レクダンス・社交ダンス・生花)	毎月1回又は2回実施	長寿介護課(社会福祉協議会)
⑮生きがい大会	高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進することを目的とする。	各支部ごとの講演会、演芸発表会	毎年11月 各支部1回	
⑯各種スポーツ大会	健康づくり及び生きがいづくり	ゲートボール大会 グラウンドゴルフ大会 スポーツ大会	5月 7月 10月	
⑰地域支え合い事業	一人暮らしで閉じこもりがちな高齢者に対する、生きがいづくりと健康づくりを目的に行う。	地域のボランティアの協力による昼食支援をいただきながら、社会福祉協議会スタッフによる健康チェック、講座、レクレーション、見学等を行う。	毎月1回	
⑱ボランティア大学	地域に根ざしたボランティアの育成	基礎講座、実践、ボランティアセンター等と連携して活動を行う。	毎月	
⑲特用林産物生産振興総合対策事業	元気高齢者の就労支援	市内竹林を整備し、竹の子生産加工の拡大を図る。	10月～3月	畜産農林課
⑳営農技術継承事業	基幹産業である農業の礎を築いてきた高齢者の営農技術、栽培技術等を次世代に継承し、地域に即した物づくり、若い世代への継承・交流促進を図る。	(1) 農畜産物栽培体験活動 (2) 農畜産物栽培技術講習活動 (3) 食味支援活動	2回/年	

第7章 地域ケア体制の整備

1. 支え合いの地域社会づくり

(1) 地域社会での連携の構築

高齢者福祉や介護は、本人と家族といった当事者のみの問題でなく、地域全体の問題として捉えていく必要があります。

地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、地域住民はもちろん保健、医療、福祉関係団体、ボランティア、婦人団体、高齢者クラブ、シルバー人材センター等の高齢者関係団体と様々な関係団体との連携強化が必要となります。

社会福祉協議会は、地域福祉の拠点として多様なサービスの提供や住民の福祉活動への参加を軸に、その推進の中核的役割を担っています。

また、同協議会内に設置されたボランティアセンターの機能強化と住民によるボランティア活動の促進体制も図られています。

地域包括支援センターには、相談業務や地域のネットワーク構築、地域資源の情報収集、把握など広範な業務への一層の取り組みが求められています。今後、在宅介護支援センターとの連携を核とした機能充実に向けて取り組んでいきます。

各中学校区単位に設置された地域福祉推進会議についても、体制強化に取り組み、積極的に支援していきます。

(2) 地域見守りネットワークの推進

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、地域の高齢者を地域で見守る「地域見守りネットワーク」の体制づくりを推進していきます。

誰もが安心して暮らせる地域をつくるため、現在各中学校区ごとに年3回開催している地域福祉推進会議において、地域見守り体制の更なる充実を図っていきます。

福祉マップの作成や要援護者の見守り避難誘導體制についても、検証を行い災害時などの際に機能する体制づくりに努めます。

社会福祉協議会では、地域見守り活動の基盤づくりの一つとして、「地域支え合い事業」の市内全域拡充を目指して支援していきます。

2. ボランティア活動と市民参加の促進

社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点窓口として情報提供や関連事業を行っています。個人や団体、教育、企業の奉仕活動などを通して、市民の意識は高まっています。

しかし、ボランティア活動への意識は高まりつつありますが、「いざ活動するとなると何をどのようにしてよいかわからない」というのが現状です。こうした住民のボランティア意識を具現化するために、ボランティア大学の創設や災害時のボランティア育成など幅広く推進していきます。

一言でいうとボランティアといっても活動自体は幅広く、団体活動、個人活動、有償・無償とまちまちです。こうした、それぞれの個人や団体のボランティア感に合った活動を個別に対応して、誰でもが活動できるよう支援していきます。

3. 地域福祉事業の展開

地域福祉計画は地域住民と行政が協働しながら「すべての市民が生涯を通じて生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めるため、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わっていくための指針となる計画です。

安心安全の地域を形成するためには、まず同じ地域に住む人たちを知ることから始まり、交流することで住民相互の顔の見える関係となり、そこから始まる地域福祉のつながりが重要です。

市民、福祉団体、福祉関係者などがそれぞれの役割の中で「お互いに力を合わせる」関係づくり、市民のボランティアパワーと関係諸団体の活動や公的サービスとの連携のもとで、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進により、地域福祉計画に基づく高齢者の見守りネットワーク、生涯学習の推進、介護予防や疾病予防のための健康づくり、高齢者の就労支援のための環境整備等自治公民館活動が活発になるよう支援していきます。

第8章 生活環境の整備

1. 高齢者にやさしいまちづくり

(1) 施設等の改善

宮崎県においては現在、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく県条例（人にやさしい福祉のまちづくり条例）により、建築物等のバリアフリー化が進められています。

本市においても、高齢者が安全かつ円滑に行動ができるよう、バリアフリー化を進めるなど、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。特に市庁舎など公共施設のバリアフリー化を進め、不特定多数の人が利用する建築物については、高齢者や障害者等が容易に利用できるように関係者に対する指導・助言を行っていきます。また、建物敷地内に限らず、施設につながる歩道の段差解消や拡幅、側溝改良など安全かつ円滑な歩行空間の整備を進めるため、道路整備関連施策との連携強化を図ります。

(2) 交通手段の確保

交通弱者の多くを占める高齢者にとっては、最も身近な問題のひとつでもあり、生活交通の確保は超高齢社会において全市民的課題です。そこで、本市の実情に合った持続可能な公共交通体系の検討を行います。

2. 高齢者のための住宅施策

(1) 高齢者向け公的住宅供給の促進

現在の公営住宅数は、市営507戸、定住促進80戸、県営108戸、計695戸あり、多くの高齢者が居住しています。

公営住宅整備基準等により、平成13年以降建設した22戸の木造住宅はバリアフリーとなっており、このうち障害者用住宅2戸、高齢者用住宅6戸は、手すりの設置、浴室の面積、車椅子対応仕様等、モデル的な住宅となっています。しかし、耐用年数を経過した老朽狭小な住宅が約200戸あり、そこには多くの高齢者が居住しています。そのような状況の中で、高齢者が自立した生活と在宅介護を実現できる公営住宅整備を推進する必要があります。

今後、計画的に団地の建替と統廃合を行い、安全で快適な公営住宅の整備を推進していきます。

(2) 民間住宅の整備の推進

超高齢社会の本市においては、高齢者がいる世帯は5,000世帯以上で、全体の約半数を占めます。また、その持ち家率は95%以上で、古くなった建物が多いたのが現状であり、室内には段差が多く、トイレや浴室等の改修について潜在的に希望が多くあります。

バリアフリー化の改修を希望する方のために、「快適な住まいづくりハンドブック」を作成し、相談窓口を設置するなどして、バリアフリー住宅の安全性と快適性を啓発するとともに、改修さらには新築における関連専門家の基礎的な知識や技術習得の支援を行っていきます。

また、近年一般住宅においても耐震改修や火災報知器の設置が必要となっています。これに対しても、木造住宅の耐震診断補助制度の導入や、建築相談窓口の設置等を通じ、高齢者への啓発・指導を推進していきます。

3. 高齢者の安全対策

(1) 消費者保護

悪質業者は言葉巧みに高齢者の不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。また、高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭われる割合が高く、消費者被害に関する相談が多く寄せられています。

その対策として、チラシ、パンフレットの配布による注意喚起、高齢者クラブの役員会議や民生委員の会議に出向いての「消費生活センター」の業務紹介、等を行っています。

また、高齢者に日ごろ接する機会の多い民生委員、地域福祉推進委員、ヘルパー、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等による相談受付や相談窓口紹介の情報共有化を確認し、「見守り活動」を進めてまいります。

(2) 交通安全対策

近年の交通事故情勢については、死亡事故は減少傾向にあるものの、人身事故発生件数は増加しており、特に高齢者による交通事故は年々増えている状況であります。そのため、今後も交通安全施設整備や安全講習会等を積極的に行ってまいります。さらに、高齢者の交通安全を図っていくためには、各関係機関や団体と連携し、高齢者に対する交通安全意識の普及高揚や交通ルールの遵守の実践を推進していく必要があるため、市民が一丸となって取り組める交通安全活動やイベント等を充実させてまいります。

(3) 防災体制の充実

近年、大規模な自然災害等が発生している中、一人暮らしや寝たきりの高齢者については、地震、火災等の災害発生時に被害を受けやすいことから、高齢者の所在の積極的な把握や訪問診断等による防火指導の推進等の取り組みを実践する必要があるため、併せて地域ぐるみの防災意識及び防災知識の高揚、防災体制の充実が重要です。

これらはえびの市地域防災計画書に基づき、災害発生時に迅速にかつ的確な行動がとりにくい高齢者を含む災害時要援護者に対し、地域での支援によって、安全に避難する仕組みを構築するため、「災害時要援護者支援事業」を今後更に強力に行ってまいります。また、同災害時において、自助・共助の機能が最大限に発揮できるように、各地域の自主防災組織を育成・強化し、図上訓練や各種防災訓練等を実施していくことで、市民の防災に対する意識の高揚を図ります。

また、防災ボランティア協議会の活動促進や関係機関及び関係者等のネットワークを推進し、非常時の連絡体制の充実を図ります。

(4) 防犯体制の充実

高齢者の方々が毎日の生活の中で遭遇しやすい犯罪を防止し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを推進するため、青色回転灯装備車による「パトロール」、自主防犯団体等関係機関との連携を強化してまいります。

また、パンフレットの配布等「えびの地区防犯協会」を中心とした防犯キャンペーンを継続し、防犯意識の啓発に努めます。また、高齢者を始め広く市民に情報を迅速に提供すると共に、高齢者宅の訪問活動や地域の見守りの充実など高齢者の実態に即した防犯組織づくりを進め、地域が一体となった防犯体制を強化します。

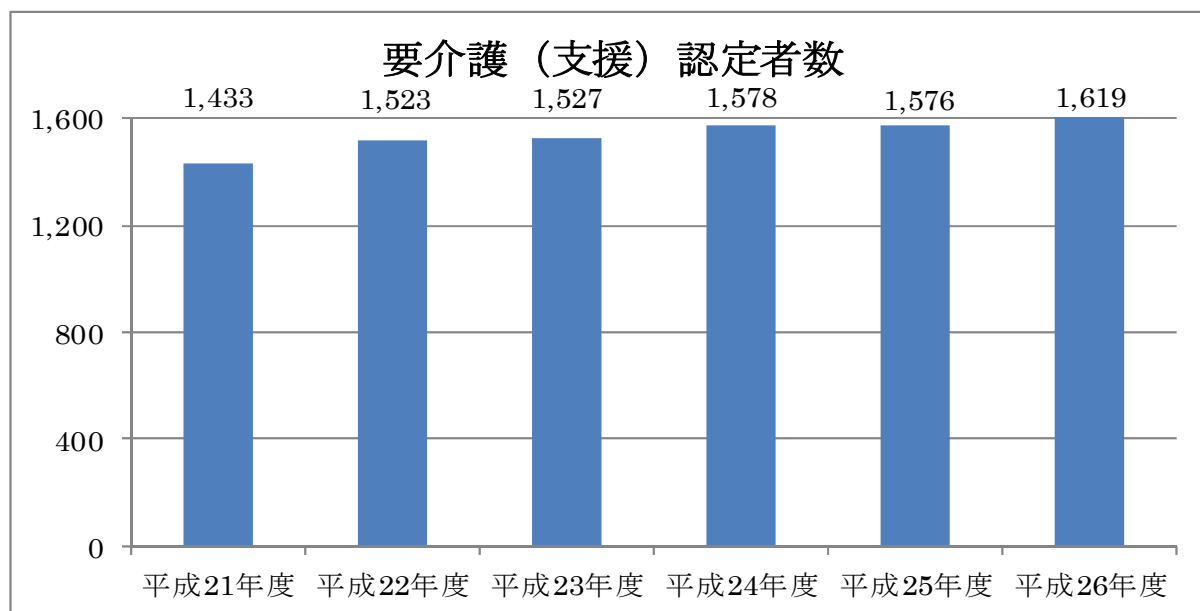
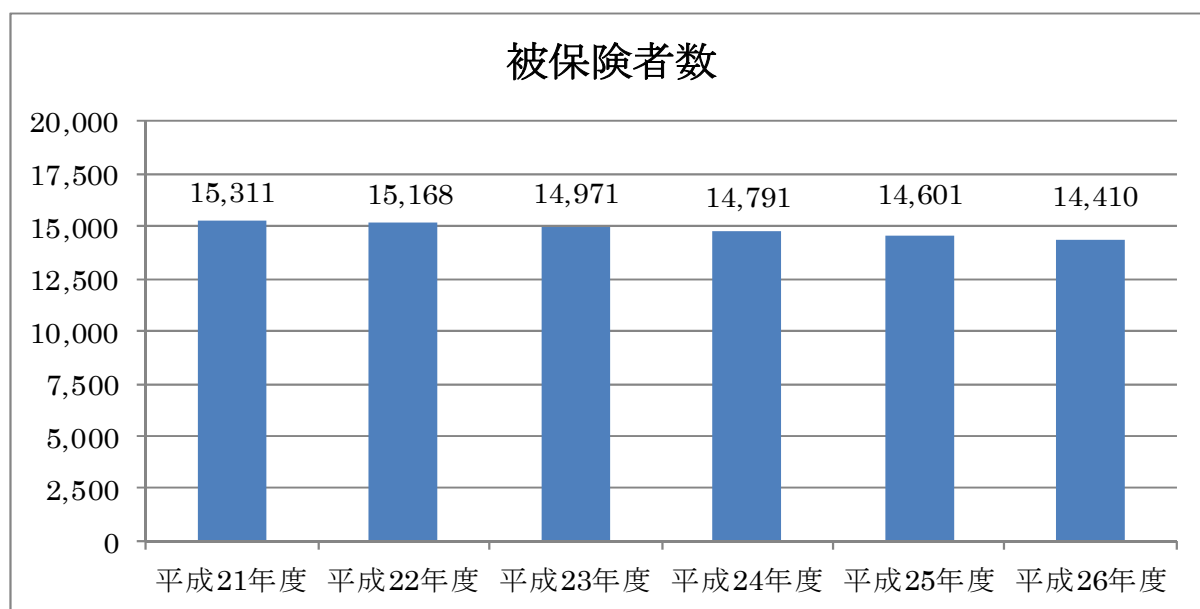
第9章 介護保険サービスの充実

1. 被保険者・要介護（支援）認定者の現状と見込み

本市の被保険者の現状と見込みについて、被保険者数は減少傾向が今後も続くものと予想され、本計画の最終年度である平成26年度には、14,410人となることが予想されます。

また、要介護（支援）認定者数については、わずかながら増加するものと見込まれ、平成26年度には、1,619人となることが予想されます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保険者数	15,311	15,168	14,971	14,791	14,601	14,410
要介護（支援）認定者数	1,433	1,523	1,527	1,578	1,576	1,619



2. 標準的居宅サービスの現状と見込み

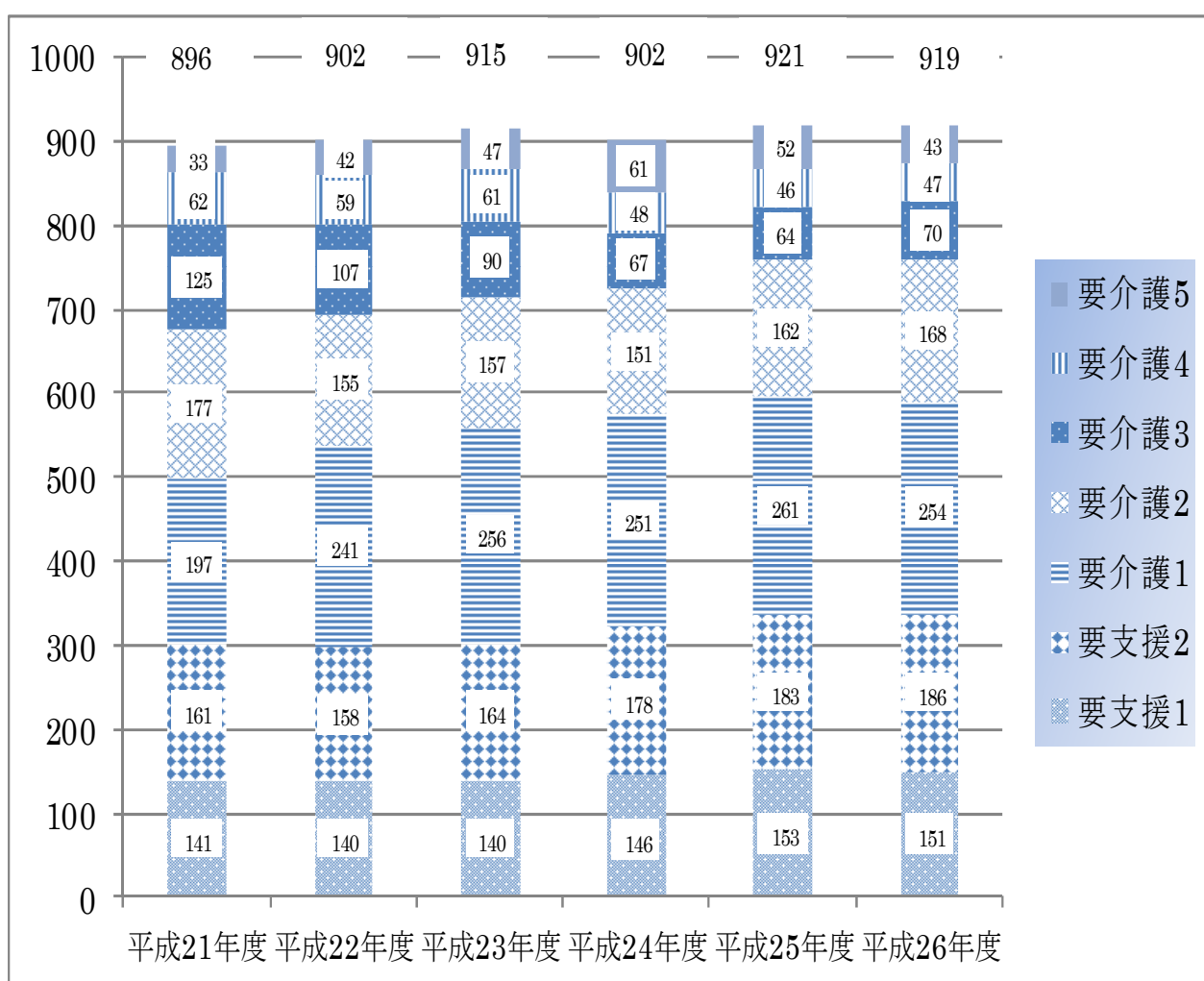
本市における要介護度別標準的居宅サービス利用者数の推移については、(図1)要介護よりも要支援の方の増加が大きくなっていますが、居宅サービス利用者はほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

(図1)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	141	140	140	146	153	151
要支援2	161	158	164	178	183	186
要介護1	197	241	256	251	261	254
要介護2	177	155	157	151	162	168
要介護3	125	107	90	67	64	70
要介護4	62	59	61	48	46	47
要介護5	33	42	47	61	52	43
要介護者総数	594	604	611	578	585	582
要支援者総数	302	298	304	324	336	337
総数	896	902	915	902	921	919

※1ヶ月当たりの利用者数

※按分により、総数が一致しない年度があります。



※1ヶ月当たりの利用者数

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物、洗濯、掃除などの家事援助を行うもので、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

今後の利用状況については、大きく増加するものと見込んでいます。

【訪問介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	23,238	22,777	21,331	21,594	22,903	27,129
	前年比(%)		98.0	93.7	101.2	106.1	118.5
人数	実数(人)	1,828	1,682	1,572	1,591	1,688	1,999
	前年比(%)		92.0	93.5	101.2	106.1	118.4
給付費(千円)		79,143	79,029	78,236	79,200	84,000	99,500

※平成23年度は実績見込

【介護予防訪問介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	961	1,019	1,049	1,067	1,223	1,537
	前年比(%)		106.0	102.9	101.7	114.6	125.7
給付費(千円)		15,432	15,642	16,720	17,000	19,500	24,500

※平成23年度は実績見込

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うものです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問入浴介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	588	595	552	547	547	624
	前年比(%)		101.2	92.8	99.1	100.0	114.1
人数	実数(人)	98	104	96	95	95	109
	前年比(%)		106.1	92.3	99.0	100.0	114.7
給付費(千円)		6,613	6,690	6,458	6,400	6,400	7,300

※平成23年度は実績見込

【介護予防訪問入浴介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	0	0	0	0	0	0
	前年比(%)						
人数	実数(人)	0	0	0	0	0	0
	前年比(%)						
給付費(千円)		0	0	0	0	0	0

※平成23年度は実績見込

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師が訪問し、主治医の指示のもとで病状の管理や処置などを行います。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問看護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	6,476	7,333	7,334	7,432	7,432	7,289
	前年比(%)		113.2	100.0	101.3	100.0	98.1
人数	実数(人)	915	988	1,053	1,067	1,067	1,047
	前年比(%)		108.0	106.6	101.3	100.0	98.1
給付費(千円)		46,490	51,977	51,314	52,000	52,000	51,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防訪問看護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	869	708	523	575	618	647
	前年比(%)		81.5	73.9	109.9	107.5	104.7
人数	実数(人)	174	144	93	102	110	115
	前年比(%)		82.8	64.6	109.7	118.3	104.5
給付費(千円)		5,232	4,482	3,637	4,000	4,300	4,500

※平成23年度は実績見込

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日数	実数(日)	764	478	461	471	513	589
	前年比(%)		62.6	96.4	102.2	108.9	114.8
人数	実数(人)	147	104	123	126	137	157
	前年比(%)		70.7	118.3	102.4	108.7	114.6
給付費(千円)		3,968	2,817	2,740	2,800	3,050	3,500

※平成23年度は実績見込

【介護予防訪問リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日数	実数(日)	216	212	43	177	184	190
	前年比(%)		98.1	20.3	411.6	104.0	103.3
人数	実数(人)	36	41	12	49	51	53
	前年比(%)		113.9	29.3	408.3	104.1	103.9
給付費(千円)		1,117	1,165	152	624	650	670

※平成23年度は実績見込

(5) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図ることを目的としたサービスです。

今後の利用状況については、増加するものと見込んでいます。

【通所介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	24,596	27,035	27,566	28,349	31,772	38,287
	前年比(%)		109.9	102.0	102.8	112.1	120.5
人数	実数(人)	2,535	2,808	2,874	2,956	3,313	3,992
	前年比(%)		110.8	102.4	102.9	112.1	120.5
給付費(千円)		185,352	197,127	209,060	215,000	240,960	290,371

※平成23年度は実績見込

【介護予防通所介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	1,370	1,325	1,349	1,375	1,656	2,125
	前年比(%)		96.7	101.8	101.9	120.4	128.3
給付費(千円)		41,033	39,654	43,166	44,000	53,000	68,000

※平成23年度は実績見込

(6) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なりハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

今後の利用状況については、わずかに減少するものと見込んでいます。

【通所リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
回数	実数(回)	24,748	21,766	21,276	21,612	20,340	20,340
	前年比(%)		88.0	97.7	101.6	94.1	100.0
人数	実数(人)	2,355	2,125	2,103	2,136	2,011	2,011
	前年比(%)		90.2	99.0	101.6	94.1	100.0
給付費(千円)		189,953	169,240	167,360	170,000	160,000	160,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防通所リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	1,276	1,280	1,306	1,302	1,275	1,356
	前年比(%)		100.3	102.0	99.7	97.9	106.4
給付費(千円)		50,176	49,510	48,159	48,000	47,000	50,000

※平成23年度は実績見込

(7) 短期入所療養・生活介護、介護予防短期入所療養・生活介護

短期入所は、介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄などの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるもので、特別養護老人ホームに入所する短期入所生活介護と、老人保健施設や介護療養型医療施設に入所する短期入所療養介護とに区分されます。

今後の利用状況については、平成24年度と25年度は現状より増加するものと見込んでいます。

【短期入所療養・生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日数	実数(日)	13,740	17,740	19,855	20,963	20,963	19,830
	前年比(%)		129.1	111.9	105.6	100.0	94.6
人数	実数(人)	1,131	1,378	1,536	1,622	1,622	1,534
	前年比(%)		121.8	111.5	105.6	100.0	94.6
給付費(千円)		112,667	149,763	175,219	185,000	185,000	175,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防短期入所療養・生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日数	実数(日)	70	115	86	93	137	162
	前年比(%)		164.3	74.8	108.1	147.3	118.2
人数	実数(人)	12	14	15	16	24	28
	前年比(%)		116.7	107.1	106.7	150.0	116.7
給付費(千円)		337	594	690	750	1,100	1,300

※平成23年度は実績見込

(8) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【居宅療養管理指導サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	422	448	453	461	461	444
	前年比(%)		106.2	101.1	101.8	100.0	96.3
給付費(千円)		2,529	2,459	2,553	2,600	2,600	2,500

※平成23年度は実績見込

【介護予防居宅療養管理指導サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	11	4	3	6	6	6
	前年比(%)		36.4	75.0	200.0	100.0	100.0
給付費(千円)		49	18	63	120	120	120

※平成23年度は実績見込

(9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している利用者に対して介護サービス計画に基づいて行われる入浴、食事等の介護、機能訓練などを行うものです。

今後の利用状況については、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【特定施設入居者生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	635	655	691	706	706	706
	前年比(%)		103.1	105.5	102.2	100.0	100.0
給付費(千円)		67,803	66,233	70,470	72,000	72,000	72,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防特定施設入居者生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	104	114	96	100	98	98
	前年比(%)		109.6	84.2	104.2	98.0	100.0
給付費(千円)		4,554	5,691	5,295	5,500	5,400	5,400

※平成23年度は実績見込

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて適切な福祉用具を選定・貸与を受けるものです。

原則的には、要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の方については、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトについては、保険給付の対象外となっています。今後の利用状況についてはほぼ現状と同様となることを見込んでいます。

【福祉用具貸与サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	2,548	2,697	2,854	2,927	2,890	2,852
	前年比(%)		105.8	105.8	102.6	98.7	98.7
給付費(千円)		34,155	37,186	38,026	39,000	38,500	38,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防福祉用具貸与サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	538	524	607	653	712	755
	前年比(%)		97.4	115.8	107.6	109.0	106.0
給付費(千円)		3,642	3,441	4,180	4,500	4,900	5,200

※平成23年度は実績見込

(11) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

居宅での介護を円滑に行うことができるように、5種類の特定福祉用具の購入費を年間10万円を上限として支給するサービスです。

今後の利用状況については、大きく増加するものと見込んでいます。

【特定福祉用具販売の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	71	93	90	117	141	161
	前年比(%)		131.0	96.8	130.0	120.5	114.2
給付費(千円)		1,537	1,848	1,706	2,214	2,676	3,050

※平成23年度は実績見込

【介護予防特定福祉用具販売の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	42	47	36	49	57	63
	前年比(%)		111.9	76.6	136.1	116.3	110.5
給付費(千円)		849	939	596	816	950	1,050

※平成23年度は実績見込

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護者が、在宅生活に支障がないように住宅の改修を行った際に、20万円を上限とし費用の支給が受けられるものです。

今後の利用状況については、大きく増加するものと見込んでいます。

【住宅改修サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	87	102	60	83	105	121
	前年比(%)		117.2	58.8	138.3	126.5	115.2
給付費(千円)		6,427	7,182	5,446	7,500	9,500	11,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防住宅改修サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	46	57	78	78	75	76
	前年比(%)		123.9	136.8	100.0	96.2	101.3
給付費(千円)		3,811	3,652	3,522	3,504	3,400	3,450

※平成23年度は実績見込

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成やサービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【居宅介護支援サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	6,272	6,401	6,432	6,602	6,602	7,015
	前年比(%)		102.1	100.5	102.6	100.0	106.3
給付費(千円)		73,973	84,429	83,120	85,319	85,319	90,658

※平成23年度は実績見込

【介護予防支援サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	3,498	3,419	3,490	3,640	3,640	3,640
	前年比(%)		97.7	102.1	104.3	100.0	100.0
給付費(千円)		14,706	14,483	14,964	15,607	15,607	15,607

※平成23年度は実績見込

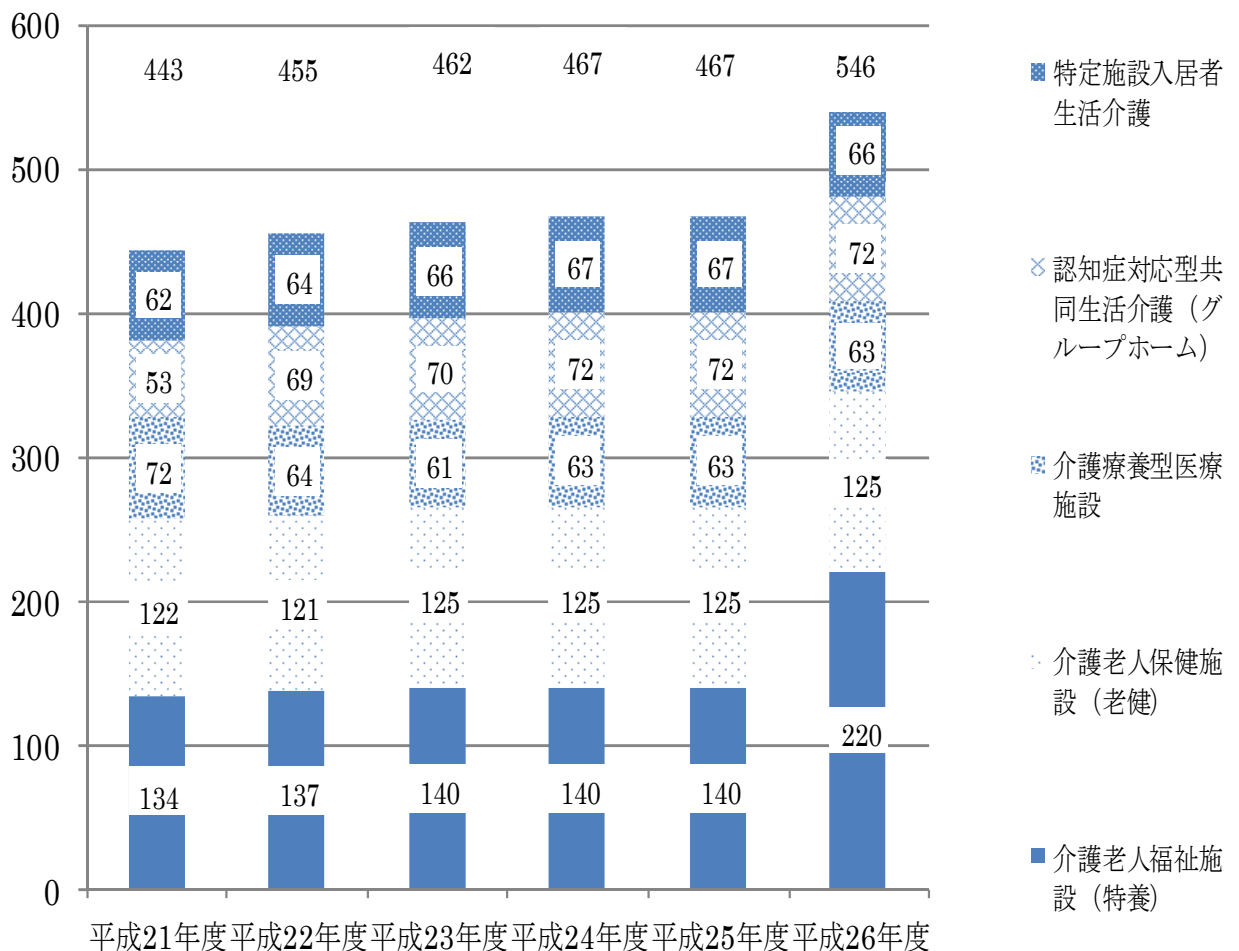
3. 施設・居住系サービスの現状と見込み

本市の施設・居住系サービスの現状と見込については、平成26年度から介護老人福祉施設（特養）を増床予定であり、利用者の増加を見込んでいます。

そのため平成26年度における施設・居住系サービスの利用者数は506人となると見込まれます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設（特養）	134	137	140	140	140	220
介護老人保健施設（老健）	122	121	125	125	125	125
介護療養型医療施設	72	64	61	63	63	63
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	53	69	70	72	72	72
特定施設入居者生活介護	62	64	66	67	67	66
合計	443	455	462	467	467	546

※1ヶ月当たりの利用者数



※1ヶ月当たりの利用者数

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、65歳以上で、身体上または精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所できる施設です。

平成26年度から増床予定のため26年度は大きく増加するものと見込んでいます。

【介護老人福祉施設サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	人数(人)	1,605	1,664	1,682	1,682	1,682	2,645
	前年比(%)		103.7	101.1	100.0	100.0	157.3
給付額(千円)		386,713	398,732	401,676	421,447	422,188	681,995

※平成23年度は実績見込

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、疾病・負傷などにより、寝たきり、あるいは、これに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理のよりの介護や機能訓練等の施設療養を行うとともに、日常生活の世話を行うことを目的とした入所施設です。

今後3年間で新たな整備計画がないため、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【介護老人保健施設サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	人数(人)	1,466	1,456	1,505	1,505	1,505	1,505
	前年比(%)		99.3	103.4	100.0	100.0	100.0
給付額(千円)		392,689	386,682	402,796	422,596	445,210	445,210

※平成23年度は実績見込

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、主に、慢性疾患の高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどのサービスが受けられる施設です。

第4期計画中に廃止予定であったものの、6年間の延長措置がとられたことにより、本計画中的変動は見込まれません。

【介護療養型医療施設サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	人数(人)	866	773	732	758	758	758
	前年比(%)		89.3	94.7	103.6	100.0	100.0
給付額(千円)		273,382	257,885	242,746	256,372	269,534	269,534

※平成23年度は実績見込

4. 地域密着型サービスの現状と見込み

地域密着型サービスとは、要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるようサービスを提供するものです。

本市では、平成21年度と22年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は整備したことから本計画の期間中の変動は予定していません。他の地域密着型サービスについては、本計画の期間内においては引続き検討にとどめます。

（1）認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者であって認知症の状態にある者を、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うものです。

本市では、現在のところ認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が3箇所あり、本計画の期間中の整備は見込んでいません。

【認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	634	827	840	857	857	861
	前年比(%)		130.4	101.6	102.0	100.0	100.5
給付費(千円)		150,137	192,590	199,046	203,043	203,043	204,000

※平成23年度は実績見込

【介護予防認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人数	実数(人)	5	1	0	7	7	7
	前年比(%)		20.0	0		100.0	100.0
給付費(千円)		1,115	234	0	1,624	1,624	1,624

※平成23年度は実績見込

（2）事業費の見込み

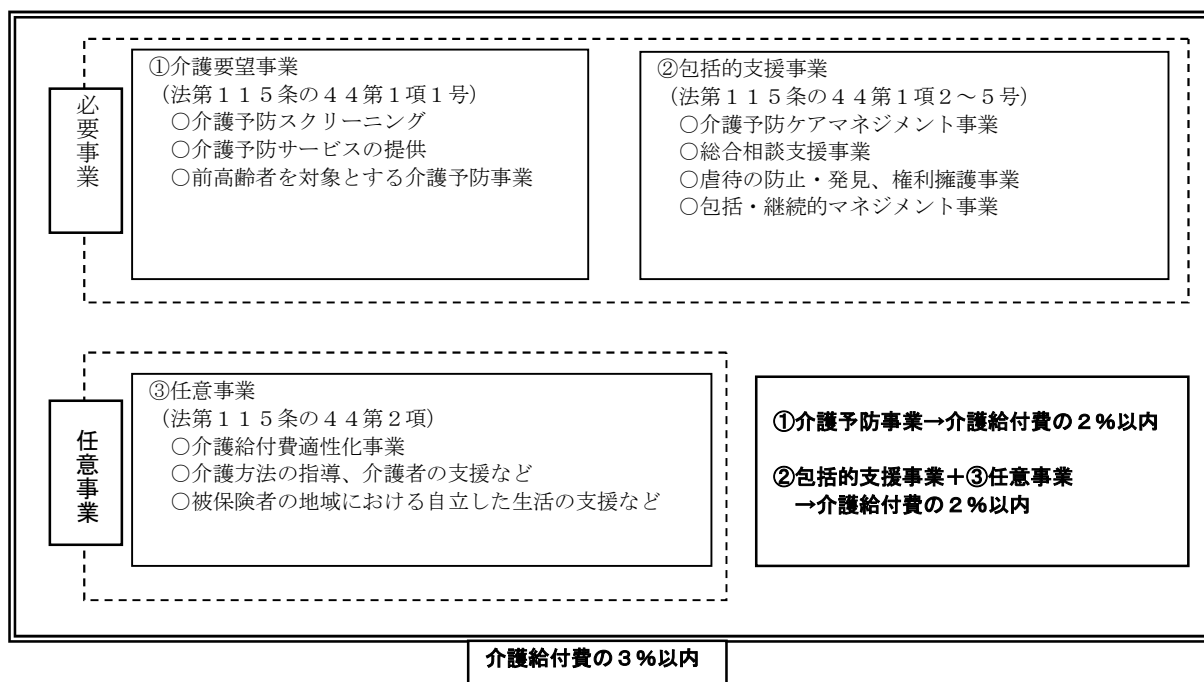
（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	2,372,291,547	2,438,002,400	2,797,021,863	7,607,315,810
その他給付額等	199,232,599	209,356,613	248,659,072	657,248,284
標準給付見込総額	2,571,524,146	2,647,359,013	3,045,680,935	8,264,564,094
うち、 第1号被保険者負担分	552,386,131	568,311,453	651,959,056	1,772,656,640

5. 地域支援事業の現状と見込み

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防すると共に、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活が出来るよう支援することを目的として地域支援事業を推進します。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなっていますが、特に介護予防事業においては、「運動器の機能向上教室」や在宅介護支援センターを中心とした「介護予防教室」などの普及啓発事業を積極的に展開するとともに、地域におけるボランティアの育成や地域において高齢者が生きがい活動を実施するための支援を行なうことにより、介護予防のための取り組みを自主的に活動できる地域づくりに努めます。



＝地域支援事業費の見込み＝

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業	19,021,000円	19,021,000円	19,021,000円
包括的支援事業	33,000,000円	33,000,000円	33,000,000円
任意事業	6,865,000円	6,865,000円	6,865,000円
地域支援事業費(総計)	58,886,000円	58,886,000円	58,886,000円

◆ 実施体制 ◆

(1) 地域包括支援センター

目 的 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。

事業内容 地域包括支援センターは市に直営として設置しており、各専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）を配置し介護予防事業の推進や二次予防事業対象者への介護予防ケアプランの作成、公平・中立的な立場で、総合相談・支援、権利擁護のため必要な支援を行なうとともに、地域におけるネットワークづくりや介護支援専門員への指導助言等を行います。
また、要支援者への介護予防ケアプランを作成して適切なサービス等の提供が確保されるよう連絡調整を行います。

今後の方針 ・市民に対する周知

市民に対して、市広報やホームページ、パンフレット等による広報活動を行ないます。また、各地域において地域包括支援センターの説明や介護保険制度に関する出前講座を積極的に実施します。

・資質の向上

各専門職間の連携を密にし、各種専門研修会に積極的に参加して人材育成、資質の向上を図ります。

また、要支援者の介護予防サービス利用者に対しては、介護支援専門員が適切なサービスを提供できるよう人員体制づくりや実務研修への参加により、資質の向上を図ります。

(2) 在宅介護支援センター

目 的 住み慣れた地域でいつまでも暮らすことが出来るよう在宅で生活している高齢者やその家族の総合的相談に応じ、支援を行います。

事業内容 地域においての高齢者の介護・福祉・医療・保健に関する総合相談窓口として市内に4ヶ所設置しており、各種サービスの申請代行や情報の提供、介護予防普及啓発活動を行います。

今後の方針 各地域において気軽に相談できる窓口としての機能強化を図るために、地域包括支援センターとの連携を密にし、介護予防教室の実施等による介護予防普及啓発活動を推進しつつ在宅介護支援センターの存在を広く市民に広報します。

◆ 介護予防事業 ◆

(1) 二次予防事業

主として要介護・要支援状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象として、要支援・要介護状態となることを予防することを通じて、ひとりひとりの生きがいや自己表現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

① 二次予防事業対象者把握事業

生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握するために基本チ

チェックリストを65歳以上で介護認定を受けていない高齢者に配布して回収することで情報の収集をし、その結果で介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された高齢者を「二次予防事業対象者」として決定します。

② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に対して、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うために、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防のための事業を実施します。

● 高齢者筋力向上トレーニング事業

ゴムボール、ゴムバンドなどを使用し、体力や筋肉・骨の力、バランスをとる力を維持・向上させるための実技指導を実施し、身体機能を高めることで自立を促進し、要介護状態になることを予防します。

● 栄養改善教室

栄養士による食生活についての講話、歯科衛生士による口腔内の健康・清潔についての講話などの栄養教育を実施することにより、低栄養状態を改善または口腔機能を向上させるための支援を行います。

③ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者であって、心身の状況などにより通所形態による事業への参加が困難な者を対象に、必要な相談・指導を実施します。

(2) 一次予防事業

65才以上の高齢者及びその支援のための活動に関わる方々を対象として地域において、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように健康教育、健康相談等の事業を実施して知識の普及・啓発や活動の育成・支援を行います。

① 介護予防普及啓発事業

● 高齢者筋力向上トレーニング事業

ゴムボール、ゴムバンドなどを使用し、体力や筋肉・骨の力、バランスをとる力を維持・向上させるための実技指導を実施し、身体機能を高めることで自立を促進します。なお、二次予防事業対象者と同時に実施します。

● 介護予防普及啓発事業

高齢者の集まる場所に出向き健康講話（転倒骨折予防、認知症予防、うつ病予防、食中毒予防、熱中症予防、睡眠障害予防、悪徳商法、口腔ケアなど）と健康体操、頭の体操などを取り入れた介護予防教室を実施します。また、介護予防パンフレットを作成して介護予防等に関する知識や情報の提供を行います。

● 健康まつり

介護予防や自立の促進を図るため、産業文化祭において脳年齢計などの機器を使った測定や健康チェックおよび介護に関する相談を実施します。

● 閉じこもり予防事業

社会的孤立感の解消と自立生活を支援するため、栄養管理指導や健康管理

指導、衛生指導、日常生活動作訓練などを実施することにより閉じこもり予防を促進します。

● 介護予防教室

保健師による転倒骨折予防、閉じこもり防止、認知症予防、うつ病予防のための講話及び実技指導を実施します。

● 栄養改善教室

70歳到達者に対して、栄養士による高齢者の食生活についての講話、歯科衛生士による口腔内の健康・清潔についての講話及び実技指導を実施します。

② 地域介護予防活動支援事業

● ボランティア育成事業

高齢者が地域において主体的に生きがい活動を実施するための支援及び地域においての健康づくり・介護予防活動のリーダーを育成するための支援を行います。

◆ 包括的支援事業 ◆

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者に対して、その環境や日常生活状況などに応じて、自らの選択に基づき、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助や介護予防ケアプランを作成します。

また、要支援者の介護予防サービス利用者に対して、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定した目標を達成するために適切なサービスを提供し、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように支援します。

(2) 総合相談支援業務

本人、家族、近隣の住民などの様々な相談を受け、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築し、適切な保健・医療・福祉サービスや各種機関又は各種制度の利用につなげる等の支援を行います。

(3) 権利擁護業務

支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止などの高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、施設、主治医、地域等の各関係機関との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援を行います。

◆ 任意事業 ◆

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、被保険者又は要介護被保険者を現に介護する者に対するの事業を行います。

(1) 家族介護支援事業

要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業を実施します。

① 家族介護者相談事業

要介護者を現に介護する方に対して身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として各種相談に応じます。

② 家族介護者交流事業

65歳以上の在宅で常時寝たきりの状態または認知症の状態である高齢者を介護している方に対し、介護についての講話や相談、指導並びに相互の情報交換や交流をすることにより、介護による身体的、精神的負担の軽減を図ります。

③ 家族介護継続支援事業（在宅老人等介護に伴う手当）

6ヶ月以上にわたって、ねたきり又は認知症の要介護者を扶養し現に介護している方に対して、介護の慰労のための手当を支給します。

(2) その他の事業

被保険者が地域において自立した日常生活ができるように支援するための事業を実施します。

① 成年後見制度利用支援事業

経済的な理由等で、成年後見制度が利用できずに、必要な介護サービス等が受けられない場合に、市長が申立てを行い、制度利用に要する費用の全部又は一部を助成します。

② 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者の住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した指定居宅介護支援事業所に対して経費の助成を行います。

③ 地域自立生活支援事業

高齢者が地域において自立した生活が継続できるように支援するための事業を実施します。